

大和市告示第136号

大和市ねんりんピック実行委員会補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年8月5日

大和市長 大 木 哲

大和市ねんりんピック実行委員会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市で開催される第34回全国健康福祉祭神奈川・横浜・川崎・相模原大会におけるふれあいスポーツ交流大会（以下「交流大会」という。）の円滑な開催及び運営を図るために設置されたねんりんピックかながわ2022大和市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が行う事業に要する経費に対して補助金を交付することについて、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第2条 補助事業は、実行委員会が実施する交流大会の開催及び運営に係る事業とする。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、実行委員会が行う事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 実行委員会の管理運営に要する経費
- (2) 交流大会の運営及び準備に要する経費
- (3) 交流大会のリハーサル大会の運営及び準備に要する経費
- (4) その他交流大会に要する経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の合計額を上限とし、当該年度の予算の範囲内において市長が定める額とする。

(交付申請)

第5条 申請者は、規則第4条に定める書類に、実行委員会に係る会則その他市長が必要があると認める書類を添えて市長に申請しなければならない。

(補助金の交付)

第6条 補助金は、規則第6条第1項に規定する補助金交付決定通知書に基づく正当な請求書を受理した日から30日以内に概算払いで交付するものとし、規則第10条の規定による実績報告に基づき清算する。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業の完了後速やかに規則第10条に規定する書類に補助事業の実績
写真その他市長が必要があると認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに規則第5条の
規定により交付決定された補助金については、なお従前の例による。